

はじめに

かつて、日本社会は「皆婚社会」だと言われていた。実際にすべての人が結婚していたわけではなく、一九八〇年代までは結婚していない人の割合が5%に満たず、若者は漠然と「いつかは自分も結婚するのだろう」と思えるような状況があった。しかし、現在の日本は、晩婚化・非婚化社会といわれ、生涯未婚率は二〇一五年の段階で男性23・4%、女性14・1%にまで上昇している。

誰もが結婚を望んでいるわけではない。結婚をする意思を持たない人もいるし、戸籍制度や制度的な結婚を批判する人もいる。そもそも結婚を望む以前に、同性同士など、現行では法的な結婚から排除されている人々もいる。

\*

ともあれ、このような晩婚化・非婚化社会のなかで、結婚の意思を固めたカップルがいると想像してみよう。慣例的に、結婚の報告のために、双方あるいは一方の親を訪問するカップルは少なくない。<sup>\*1</sup>カ

ツプルからの報告や挨拶ではなく、親に結婚の「承諾」を受けるための訪問だと考えている人もいるかもしれない。

親に紹介される側は、恋人の親はどんな人物だろうか、気に入ってもらえるだろうか、仲良くできるだろうかといったことが頭に浮かび、期待と不安を抱きながら、恋人の実家を訪問する。親に紹介する側もまた、自分の親が何か失礼なことを言わないだろうか、恋人が緊張していないだろうか、親と恋人はうまくいくだろうかといったことが、頭のなかを巡っているだろう。

そして、親とカップルが挨拶を交わし、お互いに自己紹介をする。もちろん、過去に恋人として紹介されたことがあり、すでに顔見知りの場合もあるだろう。

親からは、幼少のときの娘／息子のエピソードを聞かされるかもしれないし、出会いのきっかけについて質問されるかもしれない。娘／息子のどこが気に入ったのか、どうして結婚しようと思ったのか、といったことを尋ねられるだろう。ぎこちない会話であっても、ひとまず、結婚の「容認」が得られれば、カップルの目的は達成されたことになる。

しかし、恋人が帰ったあとで、親は表情を変えて「あの子の身元は調べたのか」と聞いてくるかもしれない。「気に入らない」ことがあって、結婚を考え直せと子どもに強く言うかもしれない。

なかには、あなたとうちの子が結婚するのには反対だと、本人に面と向かって言う場合もあるかもしれない。

\*

本書が主題としているのは、このような親による結婚の反対のうち、その理由が「相手が部落出身者だから」という場合である。「部落出身者に対する結婚差別」とか「婚姻忌避」、あるいは単に「結婚差別」と呼ばれてきた問題である。

本書の目的は、結婚差別問題が生じたとき、カップルと反対する親との間で、どのような対立や交渉や和解、あるいは決裂が生じるのかを描くことである。とくに、恋人たちがいかにしてその問題を解決していくのか、そのプロセスを丹念に記述することが本書の中心的な課題である。

その課題を明らかにするための方法は、聞き取り調査である。実際に結婚差別を受けた経験のある人々や、結婚差別を受けたカップルをサポートした人々に話を聞いた。

結婚差別体験の聞き取りや、体験した本人による手記は、それほどめずらしくない。識字教室で書かれた作文や「生い立ち」の語り、ルポルタージュ、インタビューなどが無数にある。数え切れないほどの体験談が存在すること自体、この問題の深刻さをあらわしている。そして、その一つひとつが、とても重いものであり、そこから教えられることは少なくない。

しかし、これらの体験に通底するものについて分析するといった試みは、意外なほど行われてこなかった。

また、部落出身者への結婚差別を扱った学術的研究も、それほど多くない。先行研究の中には、国や自治体による、市民を対象とした人権意識調査の分析も含まれるが、これらの調査は、「もしあなたの結婚相手が同和地区出身者だったとき」など、仮定の状況を想定したものであり、結婚差別の「実態」そのものを研究しているわけではない。<sup>\*2</sup>

結婚差別問題が生じたとき、実際にどのようなやりとりがなされ、どのようなプロセスを経て容認に向かったり、あるいは破談に終わるのかという、結婚差別のプロセスに着目した研究はこれまでほとんどなかった。本書は、そのプロセスに注目した実証的研究である。

\*

本書の構成は、以下のとおりである。

第1章では、部落問題についての基本的な知識と現状について、簡単に述べた。第2章では、結婚差別のルポルタージュ、行政の人権意識調査報告書、部落問題研究における先行研究を整理した。また、配偶者選択に関する家族社会学的な研究について検討した。

第3章では、結婚差別のひとつの事例を紹介する。そして、その事例にもとづいて、結婚差別問題のプロセスを「うちあけ」「親の反対」「カップルによる親の説得」「親による条件付与」段階にわけらる。

第4章以降では、各段階ごとに分析をすすめる。第4章「うちあけ」では、交際相手が部落出身であ

ることを「知る」段階について分析する。第5章「親の反対」では、結婚に反対する親が、どのような理由で結婚に反対するのかを明らかにする。第6章「カップルによる親の説得」では、親を説得するカップルの行動について分析する。第7章「親による条件付与」では、結婚を容認した親が付与する交換条件について考察する。

第8章「結婚差別問題では何が争われているのか」では、第4章から第7章までの事例をふまえて、結婚差別問題の一連のプロセスのなかで生じていることについて、総合的に分析する。親とカップルの相互作用のなかで、部落問題はどのように議論されるのだろうか。またその議論は、いつのまにか差別の問題から「祝福」の問題へとずらされていくのだが、この祝福をめぐる攻防について考えてみたい。

第9章「結婚後差別」では、結婚差別を「乗り越えた」後、新たに形成された家族の中で生じる差別問題について考える。

そして、最後の第10章「支援」は、本書のもとになった博士論文にはなかったパートで、本書のために書き下ろした。本書は学術的な研究であるが、実際に結婚差別に悩む人や、彼らを支援したい人も、この本を手にとるだろうと予測している。上述のように、結婚差別をまとまったかたちで扱った先行研究がほとんどなく、結婚差別について、何か調べようと思ったときに、出会う書籍は限られているからだ。

この本を手にとったとき、結婚差別の現実だけが書かれていて、解決に向けた方策が皆無であったら、そのことに失望する人もいるのではないかと考えた。そこで、実際に支援の経験がある人や、結婚差別

を受けた経験のある人にお会いして、支援に関する聞き取りをおこなった。「こうすれば解決」といった明確な提案はできないが、実践のヒントになると思われる語りを、できるだけたくさん収録した。そのため、第10章は、学術的な内容というよりは、実践的な意味合いが強い。

「おわりに」では、本書で明らかにできなかった今後の課題についてまとめた。

\*

二〇一六年末、「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で成立し、施行された。国会の審議では、議員や参考人から、結婚差別の事例が報告された。この法律が提起された背景のひとつには、結婚差別の存在があるのだ。法律には、部落差別の相談、教育・啓発、調査をおこなうことが明記されている。本書が、今後の相談、教育啓発、調査についての、先行研究のひとつとして活用されることを願っている。

注

\*1 挙式準備・結婚式情報の大手「ゼクシイ」のウェブサイトにある「結婚準備完璧マニュアル」には、「結婚のお金」「結納」「お祝いマナー」「挙式会場」と並んで、「結婚報告・親挨拶」の項目がある。その項目

をクリックすると、「いい人選んだわねーとホメられる！結婚報告&親への挨拶あんしんマニユアル」のページに移動する。そこには、「まずはこれだけは押さえない！結婚報告の基本ルール」「何をしておけば安心かが分かる親挨拶準備編」「当日の流れ&注意ポイント 親挨拶〜当日編」「常識のつもりがマナー違反!? 気になるマナーOK&NG集」などの記事が並んでいる。結婚に際して、親への挨拶は重要なイベント、別の言い方をすれば通過すべき関門となっていることがわかる。

## \* 2

同和地区とは、同和对策事業特別措置法とそれに続く関連法において、行政が施策を行う対象地域として指定した地域で、被差別部落と重なるけれども、なかには地区指定をされなかったり、地元の反対で地区指定を拒否した被差別部落もある。また、同和向け公営住宅を建設する場所を確保するといった理由で、もとの被差別部落の範囲を超えて地区指定している場合がある。したがって、厳密に言えば、同和地区と被差別部落はイコールではない。ただ、行政の施策や調査では、被差別部落という用語は基本的には使用されず、同和地区という語を用いていたため、この調査のように、被差別部落への忌避についてたずねる場合にも同和地区という語が使われている。本書では、基本的には被差別部落という用語を使用しているが、行政調査のデータを引用する場合、行政の調査報告書に従って、同和地区という用語を用いる。

ただ、二〇一六年二月に国会で成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「同和地区」ではなく「部落」の語が使われるようになったため、今後は行政が行う調査等においても、同和地区だけではなく被差別部落の語が使用される可能性がある。





結婚差別の社会学  
目次

第1章 部落問題とは何か……………1

- 1 部落問題とは何か・部落出身者とは誰か 1
- 2 部落差別はもうない!? 5
- 3 近年の部落差別事象 8

第2章 結婚差別はどのように分析されてきたか……………15

- 1 結婚差別の膨大な記録 15
- 2 部落（同和）問題をめぐる意識調査・実態調査 20
- 3 二〇〇〇年代以降の研究 28
- 4 配偶者選択論と結婚差別 34

第3章 結婚差別のプロセス……………43

- 1 ひとつの事例から 43
- 2 結婚差別問題のプロセスで起こること 54
- 3 調査の概要 57

第4章 うちあけ……………63

- 1 うちあけるか、うちあけないか 63
- 2 うちあけしなかったケース 67
- 4 恋愛差別 84
- 5 部落出身同士 87

3 うちあけたケース 76

— 6 うちあけへの対処 89

## 第5章 親の反対……

…………… 97

1 結婚差別と親 97

2 ひとつの事例から 99

3 反対を受けなかったケース 105

4 親の反対と交際の破局 110

5 反対する親と縁を切る 118

6 結婚に反対する理由 121

7 親子仲は強まっているのか 135

## 第6章 カップルによる親の説得……

…………… 139

1 強い反対にどう対抗していくのか 139

2 熱意 143

3 人柄 148

4 既成事実をつくる 151

5 「縁切り」をする・ほのめかす 154

6 弱いが粘り強く 158

## 第7章 親による条件付与……

…………… 161

1 消極的な容認 161

2 米さんのケース 162

3 条件の種類 165

4 条件付与にいたるさまざまなルート 170

第8章 結婚差別問題では何が争われているのか……………175

- 1 祝福をめぐる攻防 175
- 2 「祝福」は必要か 181
- 3 「親戚」「世間」の効力 187
- 4 「脱部落化」と「忌避の合理化」 191
- 5 もちこされる差別 198

第9章 結婚後差別……………201

- 1 家庭内での差別 201
- 2 「結婚後差別」のひとつのケース 203
- 3 結婚後に出身が明らかになったケース 208
- 4 「非告知」という条件の維持 213
- 5 忌避の継続 216
- 6 親の態度変容の可能性 221
- 7 家族関係の安定と不安定 230

第10章 支援……………233

- 1 親との関係をどう考えるか 235
- 2 支援の多様性を 241
- 3 耳を傾けて、本人が決める 244
- 4 部落問題と向き合う 251
- 5 心理的なケア 259
- 6 その後をみすえた支援を 264
- 7 人をつなぐ 272

索引

i

参考文献

vii

おわりに

281

うちも、特に母親ね、猛烈に反対しましたから。母親に会うときは、正行は、もう恐る恐るついてくるいう感じで。そやから、母親に会ったの、ほんのわずかですわ。

ただ、母がガンになって、もうあかんいうたときに、「一回、正行を連れて来い」、言いました。なんでいうたら、「謝りたい」と。結婚のときに反対したこと、謝罪してましたわ。そのときに、正行もね、涙流して、「そんなこと、思ってたんですか」と。「反対されたいうことはわかってるけども、心の中には残ってません」いうてね。そういうふうに言いましたけどね。そのときに初めて、お互いに分かり合えたんちがいますか。私の母の亡くなる寸前にね、一週間前でしたけど。

## 第1章 部落問題とは何か

### 1 部落問題とは何か・部落出身者とは誰か

本書は、部落出身者への結婚差別について考察を進めていくのだが、そもそも、部落問題とはどのような問題であり、部落出身者とは誰を指すのだろうか。実は、一九九〇年代以降、部落問題に関する研究や社会運動の場では、「部落出身者あるいは部落民とは誰か」ということ自体が、議論の的になっていた。

暫定的に説明するなら、部落出身者とは、近世の賤民身分に系譜的な連続性をもっている（とみなされている）人であり、被差別部落とは近世の賤民が居住していた（とみなされている）場所ということになる。そして、それらの人々は食肉や皮革といった職業に従事しているだろうとみなされていた。それを、いわゆる「部落産業」という。

この系譜的連続性、地域的要素、そして職業の3つを「三位一体」と呼んだのが、歴史学者の井上清であった〔井上1969〕。実際には、近代を通じて漸次的に部落の人口の流出入は起こっていたので、こ

れら3つの要素が本当に分かち難く結びついていたのかどうかはともかく、一九六〇年代から七〇年代ごろまでは、このような認識にリアリティを持つことができた。だが、高度経済成長期と同和対策事業特別措置法を経て、被差別部落は大きく変容し、次第に「三位一体」のリアリティは失われていった〔野口2000a〕。

野口道彦によれば、部落と非部落の境界線が「錯綜化」し、「部落出身者とは誰か」という議論が生じた背景として、三位一体的部落が減少したこと、部落外への転出者の増大、部落内への転入者の増大、部落外との「通婚」の増大があるという「同上」。つまり、父母ともに部落出身で、部落に居住し、いわゆる部落産業に従事しているような人は次第に減少していったのである。つまり、部落出身者が誰かという自明性が失われていったのである。

では現在、誰が「部落出身者」であるとみなされているのだろうか。ひとつデータを提示しよう。

大阪府『平成22年度 人権問題に関する府民意識調査報告書』〔大阪府2011〕では、「問12 一般的に、世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか（〇はいくつでも）」という、同和地区出身者を「見分ける」基準について、質問している。<sup>\*1</sup>

複数回答で、回答者数八七四名中、「本人が現在、同和地区に住んでいる」41・4%（三六二名）、「本人の本籍地が同和地区である」31・8%（二七八名）、「本人の出生地が同和地区である」30・2%（二六四名）、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」25・1%（二一九名）、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」22・5%（一九七名）、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区であ



る」22・1%（一九三名）、「本人が過去に同和地区に住んでいたことがある」19・2%（一六八名）、「職業によって判断している」13・5%（一一八名）、「その他」2・1%（一八名）、「わからない」20・7%（二八一名）、無回答・不明12・2%（一〇七名）となっている。<sup>\*2</sup>

つまり、同和地区出身者かどうかを決める基準は、系譜的連続性と地域的要素、職業の3つの要素と重なっていることがわかる。3つの要素が揃っていないとしても、そのうちのひとつかふたつを持っていれば、同和地区出身者とみなされる可能性がある。

さらにいえば、3つのいずれの要素がなくても、部落差別を受ける可能性がある。野口道彦は、差別する側がある人を部落かどうか判断するときの基準は非常に恣意的であるという「野口2006」。そのため、差別する側が「間違つて」差別することがしばしばあり、誰でも部落差別を受ける可能性がある。例えば、部落出身者との交際、部落内や部落周辺部での居住、部落産業と考えられている産業への従事などによって、「間違つて」差別されることがありうる。

そして、人々が「間違われそうなこと」を避けようとして、部落や部落出身者から距離をとることで、部落差別の構造が維持されている。つまり、部落やその近くに住まない、部落出身者と友人や恋人になつたり結婚をしない、食肉産業を避けるなどといった行為が、結果的に部落を排除することになる。野口は、そこであえて、戦略的に「部落民とは、部落民とみなされ差別された人、あるいは差別される可能性を強くもっている人」と再定義し、「間違われた」人が、間違えるなど抗議をするのではなく、部落差別への抗議を引き受けることで、差別の構造が解体されるのではないかと提案している。

このように、「部落出身者」の定義は、現代の部落問題のあり方をダイレクトに反映している。

また、人々が部落差別をおこなったり、部落を忌避したりする「理由」や「根拠」も、人によって異なる。被差別部落のイメージは、歴史的に形成されたマイナス・イメージおよびプラスのイメージが積み重なってできあがっている。その中から、どのイメージを採用するのかは、人それぞれである。

例えば、「身分が違う」「家柄が違う」「穢れている」といった近世の身分制度に由来すると思われる言説が採用される場合がある。また、近代化の過程において、「人種が違う」というレイシズム言説や、「貧しい」「汚い」といった貧困にまつわる言説が生まれた【黒川 2016】【上杉 2010】【野口 2014】。部落差別に対する抗議活動への「犠牲者非難」として、「怖い」「暴力的」「危険」という言説もあらわれた。大正期の水平社運動の時代から、この言説は使用されている。

また、同和対策事業特別措置法以降、「部落だけがよくなつてずるい」「かれらは要求ばかりする」「不当に特権を得ている」といった、「ねたみ意識」や「新しいレイシズム」と呼ばれる言説も生じた【藤田 1987】【高 2015】【Sears 1998】【Sears et al. 2000】。

そして、差別・忌避の「根拠」さえ示されない場合もある。「理由はわからないが、みんなが避けているから避ける」「親から、行つてはいけなと言われていたから」といったリスクを回避する言説である【三浦 2009】【佐藤 2002a, 2002b】。

このように、部落差別とは、「誰が」「なぜ」差別されているのか、非常にみえにくい問題である。というよりも、部落出身者が「差別される・忌避される」理由は答える人によって大きく異なるのだから、

そのような問いのたてかた自体、適当であるとは言えない。差別・忌避する人の「差別する・忌避する」理由こそが問われるべきだろう。

## 2 部落差別はもうない!?

一九六五年に出された同和对策審議会答申では、同和問題は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記された。一九六九年に始まった特別措置法が二〇〇二年に終了するまでは、都道府県や地域、あるいは学区でのばらつきはあるものの、同和教育が比較的さかんに行われた時期であった。また、特措法の終了と前後して、二〇〇〇年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、二〇〇二年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が出された。基本計画では、人権課題のひとつとして同和問題が挙げられている。しかし、特別措置法の終了の影響は小さくなく、同和教育から人権教育へのシフトがおこり、実質的には同和教育は縮小していった。特措法の時代に小学校入学から高校卒業の時期までをまるごと過ごした世代は、一九六〇年代半ば生まれから一九八〇年代半ば生まれに限られる。

現在でも部落問題学習に力を入れている学校もあるし、人権課題のジャンルのひとつとして部落問題を教えている学校もあるが、部落問題をよく知らないまま、小・中・高校を卒業した若者も少なくない。「国民的課題」といわれていたけれども、日本社会に暮らす全ての人が一定の知識を持ち、問題意識を

持っているという状況には、ほど遠いのが現状である。

そして、学校教育の中で同和教育を受けた経験がなく、部落問題について全く知らない若者や、同和教育は受けたけれども、封建時代の身分制度として習ったため、過去の問題であると考えている人々が少なくない。また、西日本特有の問題であり、東京や関東地方にはないという認識を持っている人もいる[上川 2016]。だが、学んだ経験がなかったり、過去の問題だと教えられれば、部落問題を知らなかったり、無関心になってしまいうのも仕方がないかもしれない。このような「無知・無関心」の問題は、同和教育の時代から課題であったが、二〇〇二年以降、より深刻化している。

そして、この間に、インターネット上での身元暴き、差別発言など、新たなかたちの部落差別が生じている。また、結婚差別問題は、後を絶たない。そのような状況への対処として、二〇一六年末に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が成立した。

ところで、部落問題に無関心であることを正当化したり、部落問題を避けようとするときに、独特の言い回しが用いられる。「もう部落差別なんて、ないんじゃないの？ 若い人はしらないんじゃないの？」「みんなが黙ってたら、部落差別はなくなるんじゃないの？」「私は差別なんかしない」「世の中から差別はなくならないんだから、取り組んでもムダ」といったものである。

例えば、部落問題の入門書である『知っていますか？ 部落問題 一問一答 第3版』には、以下のよ  
うな質問が準備されている。

「今でも部落差別はあるのですか？」

「若い世代には差別意識はなくなってきたかと思うのですが」

「学校で教えたりせずに、そつとしておけば自然になくなると思いますが…」

「私は差別などしないので、部落問題は関係ないと思うのですが…」

一九六五年の同和对策審議会答申では、差別はなくならないという悲観論や、みんなが黙っていればいざなくなるといふ考え方（これは、「寝た子を起こすな」論と言われてきた）を強く否定している。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することとは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない【同和对策審議会1965】。

なお、悲観論と寝た子論は相互に否定しあう論理であることもつけ加えておこう。

一八七一年の、いわゆる「賤民廃止令」から一五〇年近く経過しているにもかかわらず、制度として

はなくなつたはずの差別が、近代的な形態に再編されながら存在している。だが、悲観論や寝た子論といったわかりやすい枠組みに囚われるのではなく、部落差別解消法に明記されているように、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要」なのである。

### 3 近年の部落差別事象

部落差別解消法が成立した背景には、どのような事件・事象があつたのだろうか。近年の部落差別に関する裁判や事件を概観しておこう。

#### 戸籍謄本等不正取得事件

まず、本書のテーマである結婚差別に関する事件に、二〇一一年一月に発覚した司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件がある。この事件は、発覚の発端になつた東京都の司法書士事務所の名称から、「プライム事件」と呼ばれている。

この事件は、不正請求された二万件におよぶ戸籍謄本等から得られた情報や、携帯電話会社などの社員から提供された個人情報、身元調査等に利用されていたというものである。不正に取得された戸籍謄本等のうち、半分程度が部落出身者かどうかの身元調査に利用されていたとされる。二人が実刑、四人が罰金刑、二〇名が執行猶予となつた。

採用や結婚の際、興信所・探偵社などを通じて相手の出身地や国籍などをさぐる「身元調べ」は、いまだにビジネスとして成り立つほどの規模でおこなわれているのだ。

近年、このような不正取得を防止するために、登録型本人通知制度を採用する市町村が増えてきた。登録型本人通知制度とは、市町村が第三者に対して住民票の写しや戸籍抄本・謄本を交付したときに、本人に交付したことを知らせる制度である。ただし、事前に登録が必要である。この制度の導入によって、万が一、不正であると疑われる取得があったとき、すみやかに事実を調べることによって、被害の拡大を抑止することができる。二〇〇九年に大阪狭山市からはじまり、現在は全国に広がりを見せている。

#### 連続・大量ハガキ差別事件

東京を中心に日本全国に四〇〇枚以上もの差別的な内容のハガキや手紙等が送りつけられた事件である。二〇〇三年に、東京食肉市場に対して差別ハガキ・手紙が届いたのが、事件の発端であった。

以降、この事件の加害者は、被差別部落出身者や部落解放同盟の同盟員に対して、「えたに人権はない」「殺しても罪にはならない」といった差別的な内容のハガキ・手紙を送り続けた。<sup>\*3</sup>さらに、「あなたの近くに危険な奴がいる。アパートから追い出せ」などといった内容のハガキを、アパートの大家はじめ周辺住民にも送り、差別を煽った。また、高額な書籍や教材などを部落出身者の名前を騙って注文したり、電力会社に引越の手続きを申し込んだりした。

いやがらせは悪質さを増していった。実在する人物の名前を騙り、熊本のハンセン病療養所の入所者に対し、ハンセン病を差別する内容のハガキを送りつけるなど、差別行為はエスカレートし、被害者の数は拡大していった。最終的に、被害者は一〇〇人に及んだ。

二〇〇四年に被疑者が逮捕され、脅迫罪、名誉毀損罪、私印偽造・同使用の罪で起訴され、二〇〇五年に懲役二年の実刑判決となった。控訴はおこなわれず、判決は確定した。

差別や誹謗中傷の文言を書いたハガキを部落出身者に送りつけたり、部落出身者の名前を騙って悪質なハガキを出すなどの類似の事件は、その後も各地で生じている。また、差別的な内容のピラヤ、それを入れた封書などを、直接ばらまくという事件も起きている。<sup>\*4</sup>

#### ヤフー知恵袋差別記載事件などインターネット上の差別事件

インターネット上の差別的な書きこみや、部落の地名の問い合わせは後を絶たない。二〇一四年六月、インターネットサイトの「ヤフー知恵袋」に書かれた、差別的かつ根拠のないデマを含んだ質問および回答に対して、部落解放同盟東京都連合会品川支部による問題提起がなされた。このサイトは、利用者の質問に、他の利用者が回答するしくみになっている。質問は、「肉屋で『それ四つ下さい』などといながら指で四を示したら、裏方に連行され暴行・殺害されるというのは本当でしょうか」という根拠のないデマについてであり、「ベストアンサー」に選ばれたものは「……昔、被差別部落の人たちは犬狩りや屠殺など四本足の動物を殺す不浄な商売をしていました。そのため『四つ』とは暗に被差別部落



の人たちを揶揄する言葉になっていたそうです……その肉屋さんがこれに当てはまり、その発言をして侮辱ととられ、そういった被害に遭われたケースがあり、うわさに変わったのではないでしようか」といった内容で、質問者の書きこみの問題性を指摘するのではなく、むしろ補強する回答だった。

部落解放同盟東京都連合会と品川支部は、東京法務局と東京都人権部に削除要請を依頼したが、ヤフー側は、「……社内で慎重に検討致しましたが、現在のところ削除等の措置が相当との判断にはいたっておりません」と削除をせずに放置した。その後、要請を重ね、最初の要請から二ヵ月半後にようやく削除の措置が講じられた。

インターネット上のQ & A形式の掲示板では、部落の所在地を問うものが後を絶たない。これらを削除するためには、一ケースずつ削除依頼をしなければならず、また、依頼をしたとしてもプロバイダが削除に応じるかどうかはわからない。

さらに、二〇一六年には、全国の被差別部落の一覧が、インターネット・オークションに出品され落札された。その後、オークションに出品した人物は、同じ内容のリストを「自社」サイトで無料配布したり、twitter上で部落の地名をアップするなどした。また、同時に部落解放運動団体の幹部らの個人情報等も公開した。現在、「自社」サイト上のリストなどは仮処分により削除されたが、ミラーサイトが作られているとされる。

## 水平社博物館前差別街宣事件

また、被差別部落はヘイト・スピーチの対象にもなっている。二〇一一年一月、奈良県にある水平社博物館の前で、差別街宣をおこなった人物がいた。奈良地裁は、この男の行為を名誉毀損にあたるとし、原告の水平社博物館に対して慰謝料一五〇万円を支払うよう命じた。被告は控訴せず、判決は確定している。「部落解放同盟奈良県連合会2011」。この男は、京都朝鮮学校への「襲撃」事件でも、懲役一年六月・執行猶予四年の有罪となっている。

以上、二〇〇〇年代から二〇一〇年代にかけての、代表的な事件について述べた。これらは新聞報道もされているような、比較的よく知られている事件である。

この十数年の間も、このような事件がいくつも生起しているにもかかわらず、第2節で述べたように「部落差別はもうない」という言説をしばしば目にする。自分がよく知らないことについて、「知らない」「知らなかった」ではなく、「もうない」「しない」と言ってしまうのはなぜだろうか。差別の実態をよく知らないのに、「そつとしておけば自然になくなる」とか、あらゆる「差別はなくならない」のだから仕方がないと言いつつことができるのは、いずれも差別を受けている人に対して、泣き寝入りしろ、差別されても我慢しろと言っているに等しいのではないか。

実際に差別問題があるにもかかわらず、「もうない」「私はしない」「そつとしておけばなくなる」「差別は決してなくなるらない」と簡単に「言えてしまう」ような、マジョリテイとマイノリテイの非対称性

もまた、部落差別の構造的なあらわれなのではないだろうか。

注

\*1 「はじめに」の注2で述べたように、この大阪府の調査でも、部落出身者ではなく、同和地区出身者の語が使われているが、この場合もほぼ同義として使用されている。

\*2 この調査は、二〇一〇年一月に大阪府内に居住している満二〇歳以上の男女二〇〇〇名に対して行った調査である。調査票は郵送で、有効回収率は45・2%であった。

\*3 前近代の身分呼称を用いた差別表現である。ここでは、差別ハガキに使用された文言をそのまま記載している。

\*4 例えば大阪府では、差別的な内容のビラ一八〇〇枚を部落解放運動団体の幹部に郵送したり、部落内の集合ポストに投函した男に対し、二〇一六年四月、大阪簡裁が侮辱罪で略式命令を出した。差別ハガキなどの事件については、「齋藤2016」を参照。